

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会情勢及び経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と経営の健全性の向上を図ることによって、株主価値を高めることを経営上の重要な課題としております。その実現のために、株主の皆様、お客様、従業員、お取引先様、地域社会等、様々な利害関係者との良好な関係を築くとともに、企業規模の拡大に伴い、企業統治に必要な諸機能を一層強化、改善、整備しながら、コーポレート・ガバナンスの充実と同時に、コンプライアンス経営を徹底し、リスク管理の観点から、リスクを未然に防止する社内体制システムを構築してまいります。また、あわせて適時に適切な情報開示を行ない、経営の透明性を高めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-1-3】CEO等の後継者計画

当社では、指名諮問委員会の設置など、現在ガバナンス体制の強化・見直しに取り組んでおりますが、取締役会によるCEO等の後継者計画の策定・運用への関与方法や、後継者の育成方法についてはまだ十分な議論がされているとは言えないため、引き続き取締役会において議論を重ねてまいります。

【補充原則4-2-1】報酬制度設計

当社の役員報酬制度の概要や決定方針は、「-1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】」をご参照下さい。現時点では一定の客観性・透明性及健全なインセンティブ機能は確保されているものと考えておりますが、会社の持続的な成長の観点からよりよい報酬制度となるよう、引き続き取締役会において議論を重ねてまいります。

【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用

当社は、コーポレートガバナンス強化の一環として、外部の視点を生かした経営を推進し、業務執行に対する一層の監督機能の強化を図るため、独立社外取締役を2名選任しております。

当社は、監査役設置会社を採用しており、取締役会の出席者は監査役を含め13名おりますが、このうち社外役員が5名(社外取締役2名、社外監査役3名)あり、全体の3分の1以上を占めております。本件については、引き続き当社の業種・規模・事業特性等を総合的に勘案し、当社における相応しい機関設計も考慮のうえ、検討を継続してまいります。

【補充原則4-10-1】指名委員会・報酬委員会

当社の経営陣幹部の選定や取締役候補者の決定手続きは、「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示【原則3-1】情報開示の充実 4. 経営陣幹部・取締役候補者及び監査役候補者の選解任と指名」に記載の通り、一定の透明性が確保されていると考えております。また、指名諮問委員会は、構成メンバーの過半数を「社外役員」または「当社の顧問、特別顧問または外部の有識者」から選任することとしており、独立性についても問題ないと考えております。

役員報酬の決定手続きは、「-1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】」に記載の通り、一定の客観性と透明性が確保されていると判断しており、現時点では報酬委員会を設置する考えはありませんが、引き続き検討を重ねてまいります。

【原則4-11】取締役会の多様性

当社は、取締役の員数を11名以内としており、現在9名の取締役で構成されております。取締役会のジェンダーや国際性を含む多様性については、まだ十分な議論がされているとは言えないため、引き続き検討してまいります。また、監査役については、財務会計に関する適切な知見を有している者として、他の上場企業における取締役経験者(財務・経理管掌)や、企業法務の専門家(弁護士)、財務・会計・税務の専門家(公認会計士・税理士)を選任しており、監査体制の強化に努めております。なお、監査役4名のうち、1名は女性です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】政策保有に関する方針及び政策保有株式の議決権行使の基準

当社グループは、中長期的な企業価値を向上させることを目的として、取引先等の上場株式を保有する場合があります。保有にあたってはその保有意義の有無と、保有に伴う便益・リスクが資本コストに見合っているかなどの経済合理性の有無を取締役会において定期的に検証しております。この結果により、保有株式を以下の4つの区分に分類し、縮減に関する方針を決定しております。

1. 保有意義あり、経済合理性あり……今後も保有を継続します
2. 保有意義あり、経済合理性なし……保有意義がなくなった場合に売却を検討します
3. 保有意義なし、経済合理性あり……経済合理性がなくなった場合に売却を検討します
4. 保有意義なし、経済合理性なし……原則として、売却する方針といたします

なお、個々の銘柄の分類の所属や経済合理性の検証結果については、保有先企業との守秘性等を考慮し開示いたしません。検証結果に基づき、昨年度は1銘柄の売却を行いました。今年度においても現在1銘柄について売却中であります。

議決権の行使については、投資先企業の経営方針、戦略等を尊重した上で、単に株主としての視点だけでなく、ビジネスパートナーとして当社の企業価値向上につながるか等の観点から、総合的に判断して行います。

〔原則1-7〕関連当事者間取引の確認に関する枠組み

当社は、取締役の競業取引、会社と取締役間の取引、利益相反取引については社内規程に従い、予め取締役会による承認を得て、その結果について取締役会へ報告を実施することとしており、開示対象となる取引がある場合は開示を行っております。

〔原則2-6〕企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社では、企業年金を運用していないため、アセットオーナーには該当していません。なお、当社は2019年4月1日より退職一時金制度から企業型確定拠出年金制度に移行しました。運用にあたっては運用管理機関のモニタリングを定期的実施するとともに、従業員に対して継続的な教育研修を実施してまいります。

〔原則3-1〕情報開示の充実

1. 企業理念、経営戦略等

(企業理念・行動基準)

企業理念・行動基準については当社WEBサイト(https://www.jcu-i.com/about_us/behavior_standards/)をご参照ください。

(経営戦略と経営計画)

最新の経営戦略等については、有価証券報告書にてご報告しております。「有価証券報告書 第2〔事業の状況〕 1〔経営方針、経営環境及び対処すべき課題等〕」をご参照ください。

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「-1. 基本的な考え方」をご参照ください。

3. 経営陣幹部・取締役の報酬決定方針

「-1. 機関構成・経営運営等に係る事項〔取締役報酬関係〕」をご参照ください。

4. 経営陣幹部・取締役候補者及び監査役候補者の選解任と指名

当社は、取締役会のもとに指名諮問委員会を設置しており、経営陣幹部及び取締役候補者の選解任については、CEOの諮問に基づく当該委員会の答申を踏まえて取締役会にて決議をしております。

指名諮問委員会は、代表取締役会長の外、(1)社外取締役及び監査役、(2)前号以外の取締役、(3)顧問、特別顧問又は外部の有識者から取締役会の決議により選任した3名以上の者をもって組織し、委員の過半数は(1)及び(3)の者としております。

なお、指名諮問委員会の経営陣幹部・取締役候補者選定に当たっての基本方針は以下のとおりです。

(基本方針)

当社は、2018年に設立50周年を迎え、「表面処理技術から未来を創造する」との企業理念のもとに、次の50年に向けた中期経営計画「Next 50 Innovation」をスタートさせた。中期経営計画は、2021年3月期に売上高265億円・営業利益75億円・純利益57億円・ROE20%以上維持の達成を目標とするものであるが、スタート初年において、売上高を約250億円にまで伸ばすことができたものの、中国におけるスマートフォン市場の低迷の影響により営業利益・純利益については目標達成が危ぶまれる状況にある。加えて、世界経済は不安定さ・不透明さを抱えて激動し、技術革新の著しい進歩、競合他社の攻勢等当社を取り巻く環境も極めて厳しいものがある。中期経営計画の必達を図るためには、中核を成す薬品事業の競争力強化、次世代技術の開発と早期の市場投入、これに裏打ちされた海外市場でのさらなる飛躍が喫緊の課題である。2019年度は、力強い指導力・豊かな創造力・優れた経営能力をもってこの喫緊の課題に挑戦し、当社のNext50を支えるInnovationを実現できる有為の人材を選抜し、当社を力強く牽引してもらう必要がある。

当社の取締役、代表取締役、会長・副会長・社長・副社長、CEO・COOの選定に当たっては、このような基本方針に立脚すべきである。

監査役候補者の選任と指名については、取締役の職務の執行を監査するにあたって豊富な経営経験、法務・財務・会計に関する専門性、学識経験、当社事業に関する知識等を総合的に勘案して選定し、監査役会の同意を得た上で取締役会にて決議をしております。

また、経営陣幹部の解任に関する方針および手続きについては、職務執行に不正または重大な法令違反もしくは定款違反等があった場合、その他経営陣幹部としてふさわしくない事由があった場合に、取締役会で審議することとしております。

5. 個々の選解任・指名について

取締役・監査役の選任・指名については、「定時株主総会招集ご通知 株主総会参考書類」に個々の経歴及び選任理由を記載しております。

また、経歴については、「有価証券報告書 第4〔提出会社の状況〕 4〔コーポレートガバナンスの状況等〕 (2)〔役員状況〕」に、社外役員を選任理由については、本報告書「II-1. 機関構成・組織運営等に係る事項〔取締役関係〕〔監査役関係〕」にも記載しております。

なお、解任があった場合については随時適切な方法により開示いたします。

〔補充原則4-1-1〕取締役会の経営陣への委任の範囲

当社では、取締役会で審議・決定する事項を取締役会規程に定め、法令・定款・取締役会規程に従って取締役会を運営しております。また、経営陣は、法令・定款・取締役会規定等に基づき、取引・業務の規模や性質に応じて定めた職務権限規程及び業務分掌規程等に従って、取締役会で決定された経営の基本方針及び経営計画に則して業務執行を行っております。

〔原則4-9〕独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、社外取締役の候補者選定にあたり、会社法及び東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、その実質面を担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定しており、取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を選定するよう努めております。

なお、独立性判断基準の詳細については当社WEBサイト(https://www.jcu-i.com/corporate_governance/)をご参照ください。

〔補充原則4-11-1〕取締役会の構成

当社は定款にて取締役の数を11名以内としておりますが、営業・技術・生産・管理部門に精通する者をバランスよく配置するとともに、独立社外取締役については、高い学識経験・専門性・事業会社での経験等を有する者を2名選任しております。

当社の取締役会は、知識・経験・能力のバランス及び取締役会の多様性ならびに規模が当社の企業価値の向上の観点から最適となるよう努めております。

〔補充原則4-11-2〕社外役員の兼任状況

社外取締役及び社外監査役の兼任状況については、「事業報告 2. 会社の現況 (2)会社役員状況」をご参照ください。

〔補充原則4-11-3〕取締役会全体の実効性

当社は取締役会全体の実効性について評価・分析を行うことを目的として、本年度より取締役会出席者全員を対象に記名式のアンケートを実施

いたしました。現在アンケート結果の内容を分析しており、今後アンケートにより得られた課題等について、対処方針、優先順位等を決定し取り組む予定であります。

【補充原則4-14-2】取締役・監査役に対するトレーニング方針

取締役及び監査役には、その役割と責務を全うする上で必要な知識・情報を取得するために、定期的に研修を行っております。また、各取締役及び監査役(社外役員含む)は、外部のセミナー等を活用することにより、会社役員としての法律、経営戦略、財務・会計、企業倫理等の知識を高めるよう心掛けております。会社は、これらの機会の提供や費用の負担について、万全なバックアップを実施する方針としております。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

投資家との対話に関し、当社はIR担当部門を設置し、担当役員もIR活動に参加、株主対応を行っております。IR活動の主な取組みとしては、機関投資家・アナリスト向けに、決算説明会を年2回行っており、個人投資家向けの施策として当社WEBサイト上で決算の概要説明を行っております。また、機関投資家からの個別取材や個人投資家からの個別質問に丁寧に対応しております。情報開示にあたっては、関連法規や社内規定を遵守し、インサイダー情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満
--	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,572,400	5.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,253,800	4.59
日本パーカライジング株式会社	908,000	3.32
日本高純度化学株式会社	880,000	3.22
荏原実業株式会社	800,000	2.92
株式会社スイレイ	800,000	2.92
日本化学産業株式会社	744,000	2.72
神谷理研株式会社	640,000	2.34
栄電子工業株式会社	640,000	2.34
TPR株式会社	634,400	2.32

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. アセットマネジメントOne株式会社及びその共同保有者から、2018年12月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)により、2018年12月14日現在で1,290,800株(4.64%)の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

2. 野村アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者から、2019年3月5日付けで公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)により、2019年2月28日現在で1,611,992株(5.79%)の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」では考慮しておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
高中 正彦	弁護士													
重田 敦史	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高中 正彦			弁護士として企業法務に精通しており、外部の「法規制」の専門家としての客観的な立場から経営体制が強化されることを期待して選任しております。
重田 敦史			事業会社の経営トップとしての豊富な経験と実績を有しており、企業経営経験者としての外部の客観的な立場から経営体制が強化されることを期待して選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	4	0	1	2	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会								

補足説明 更新

代表取締役、取締役、会長、社長その他の職位の指名に係る取締役会決議の客観性と透明性を確保し、株主その他のステークホルダーに対する説明責任を果たすことを目的として指名諮問委員会を設置しております。

「その他」の委員1名は当社の社外監査役です。

CEOの諮問に基づき、昨年度は年4回開催し、当社の取締役、代表取締役、会長・副会長・社長・副会長、CEO・COOの選定ならびにこれらの事項を取締役会で決議するために必要な基本方針及び手続に関して検討し、答申しております。なお、全ての委員が4回全てに出席しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、取締役会、執行役員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会及びその関連の委員会などへの重要会議への出席、工場・研究所などへの往査、重要な事業部門に対するヒアリング、重要な海外子会社往査、取締役との意見交換などを行い、業務の執行についての適法性、妥当性の監査を行う事としております。

会計監査人との関係においては、監査の独立性と適正を監視しながら、監査計画報告(年次)及び会計監査結果報告(四半期レビュー・期末決算毎)の受領並びに情報交換・意見交換を行うほか、会計監査人の選定に関わる協議も実施することとしております。

また、法務・CSR部をはじめとする内部監査部門とは、定期的及び必要の都度相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
市川 充	弁護士													
笠井 成志	他の会社の出身者													
河藤 小百合	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
市川 充			弁護士として企業法務に精通しており、外部の「法規制」の専門家としての客観的な立場から監査体制が強化されることを期待して選任しております。
笠井 成志			上場会社における経理部門担当取締役及び常勤監査役の職務経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、外部の客観的な立場から監査体制が強化されることを期待して選任しております。
河藤 小百合			公認会計士・税理士として財務・会計及び税務に精通しており、外部の「財務・会計・税務」の専門家としての客観的な立場から監査体制が強化されることを期待して選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新 5名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 その他

該当項目に関する補足説明

当社の取締役(社外取締役を除く)が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2019年3月期における当社の取締役に対する報酬は以下のとおりであります。
取締役の報酬額(12名) 294,559千円

上記の詳細は、事業報告及び有価証券報告書において開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、取締役会規程に基づき経営内容、会社及び個人の業績、責任の実態、従業員給与及び賞与とのバランス、世間水準等を考慮して行うことを基本方針としており、この方針は取締役会の決議及び監査役の協議によって定めております。

上記の方針に基づき、個々の取締役の報酬額につきましては、株主総会で承認された取締役の報酬総額の範囲内において、代表取締役会長兼CEOに一任する旨取締役会にて決議しております。ただし、取締役(社外取締役を除く)の報酬額については、上記の方針に基づき作成した内規で定める計算式を踏まえ、前年度業績、各取締役の自己評価を踏まえた代表取締役会長兼CEO・代表取締役社長兼COOによる成果査定を加味しております。概ね9割程度を金銭報酬(5割程度を基本報酬、4割程度を前年度業績・成果査定により算出)とし、1割程度を株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有するため譲渡制限付株式報酬としております。

なお、取締役の報酬限度額は、2014年6月27日開催の第54回定時株主総会において年額500,000千円以内(うち社外取締役分40,000千円以内。ただし、使用人分給与とは含まない。)と決議いただいております。また、2017年6月28日開催の第57回定時株主総会において報酬額のうち譲渡制限付株式の付与に関する報酬等の総額について年額50,000千円以内と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役をサポートする専任スタッフは配置しておりませんが、必要に応じて関係部門が適宜対応しております。社外取締役及び社外監査役は毎月開催の取締役会に出席するほか、適宜その他重要会議に出席し、業務の執行状況、適法性、妥当性等の確認や情報収集を行っております。取締役会の開催に際しては、必要に応じて事前に資料配布や説明等を行っております。また、常勤監査役と社外監査役は、毎月監査役会を開催し、情報収集等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(企業統治体制の概要)

- ・当社の取締役会は、取締役9名(うち社外取締役2名)で構成されており、原則として毎月1回以上開催して経営に関する重要事項を決定しております。
- ・迅速かつ柔軟な業務執行体制を構築するため執行役員制度を導入しており、執行役員会が毎月1回開催され、業務執行状況の分析、検討および取締役会に諮る議案の審議等を行っております。取締役、監査役も適宜執行役員会に出席しております。
- ・社外取締役については、外部の目によるコーポレート・ガバナンスの強化を図るため、2名体制としております。
- ・当社は監査役制度を採用しており、監査役会は常勤監査役1名と社外監査役3名で構成されております。監査役は原則として毎月1回の監査役会を開催するとともに、毎月開催される取締役会に出席するなどして業務の執行についての適法性、妥当性の監査を行っております。なお、第59期においては「内部統制システムの整備・運用状況の監査」、「会計監査人、関連部署との連携した実効性のある監査」、「海外子会社の監査」、「新規分野の監査」の4つを重点監査方針と位置づけ、重点的に議論を行ってまいりました。
- ・当社は代表取締役、取締役、会長、社長、その他の職位の指名に係る取締役会の決議の客観性と透明性を確保し、株主その他のステークホルダーに対する説明責任を果たす事を目的として指名諮問委員会を設置しております。本委員会は社内取締役1名、社外取締役2名、社外監査役1名の計4名で構成し、社外取締役が委員長を務めております。

(内部監査の状況)

法務・CSR部が担当し、国内の各部門、海外子会社に対して業務執行に対する監査及び内部統制評価を実施し、これらの監査の結果をリスク管理委員会等に報告しております。また、監査役に対し定期的に内部監査の状況を報告するほか、会計監査人による報告会(第2四半期末及び決算期末時)にも出席するなど、会計監査人との連携、情報交換を図っております。

(会計監査の状況)

- ・会計監査人の名称: EY新日本有限責任監査法人
- ・継続監査期間: 16年
- ・業務を執行した公認会計士(継続監査年数):
指定有限責任社員・業務執行社員 松本暁之(1年)、田中清人(4年)
- ・監査業務に係る補助者の構成:
公認会計士6名、会計士試験合格者等3名、その他5名

(責任限定契約の概要)

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)または監査役が責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記の体制により、迅速かつ柔軟な業務執行体制の構築と外部の目による客観性が保たれた経営監視機能及び監査体制が確保できていると判断し、当該体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が株主総会の議案を十分に審議できるよう、可能な限り招集通知の早期発送に努めてまいります。2019年定時株主総会においては、開催日6月26日の19日前(6月7日)に発送いたしました。 また、招集通知の発送に先駆け、5月31日に東京証券取引所のTDnet、当社のWEBサイトにおいて早期掲載いたしました。
招集通知(要約)の英文での提供	東京証券取引所のTDnet及び当社WEBサイトにおいて、招集通知(要約)英文を日本語と同時に掲載いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「ディスクロージャーポリシー」を当社WEBサイトにおいて公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期末、決算期末の年2回開催し、代表者による業績及び今後の事業展開等の説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	https://www.jcu-i.com/ir/ 有価証券報告書、決算短信、株主・投資家のみなさまへ、決算説明資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営戦略室が担当	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「企業理念」と「行動基準」を制定し、ステークホルダーの立場の尊重に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ディスクロージャーポリシー」に基づき「ディスクロージャー規程」を定め、ディスクロージャー事務局が主体となり情報の適時適切な開示に努めております。
その他	当社では、女性の活躍促進に向けて、仕事と育児の両立を目的とした職場環境の整備や、育児及び介護による休暇・休業制度が取得しやすい環境づくりに積極的に取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、内部統制システム構築の基本方針について下記のとおり決議し、業務の適正を確保するための体制の整備に努めてまいります。

【内部統制システム構築の基本方針】

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすため、「企業理念」と「行動基準」を定め、それを全役職員に周知徹底させる。

ロ. 代表取締役会長兼CEOがコンプライアンスに関する総括責任者となり、法務・CSR部がコンプライアンス体制の推進及び問題点の把握に努める。

ハ. 事業活動または取締役及び従業員等に法令違反の疑義のある行為等を発見した場合、速やかに相談・通報する窓口を設置し、通報者の保護を徹底した内部及び外部通報制度を整備する。

ニ. 法務・CSR部は、コンプライアンスの状況を監査する。

ホ. 社会秩序や健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、所轄官庁及び関連団体と協力し毅然とした態度をもってその排除に努める。また、不当要求が発生した場合の対応統括部署は総務部とし、警察、弁護士等とも連携して対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に基づき、定められた期間保存及び管理する。

ロ. 取締役または監査役からの閲覧の要請があった場合、速やかに、本社において閲覧が可能となる場所に保管する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 代表取締役社長兼COOがリスク管理に関する総括責任者となり、各部門担当取締役とともに、リスク管理体制の整備に努める。

ロ. 事業に関するコンプライアンス及び各種リスクに対し、それぞれの担当部署にて、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。

ハ. 法務・CSR部は、リスクの管理状況を監査する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務の執行状況の監督等を行う。

ロ. 環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画及び単年度の経営計画を策定する。

ハ. 取締役の職務権限と担当業務を明確にするとともに、その責任者を定め、適正かつ効率的に職務が行われる体制を確保する。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社の「企業理念」と「行動基準」に基づき、当社子会社と一体となったコンプライアンスの推進を行う。

ロ. 経営管理については、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から適宜報告等を受け、また子会社業務が効率的に行われるよう適切な管理を行う。

ハ. 法務・CSR部は、「内部監査規程」に基づき、子会社のリスク管理の状況等子会社に対する内部監査を行う。

(6) 監査役を補助する使用人の体制及びその補助する使用人の独立性の確保並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保

イ. 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを要請したときは、取締役会は監査役と協議のうえ、職務を補助する使用人を置くとともに必要な協力を行う。

ロ. 監査役を補助する使用人はその職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役等から指揮命令を受けないこととする。

ハ. 当該使用人の人事評価は監査役が行い、人事異動、懲戒その他の人事に関する事項の決定には監査役の同意を得る。

(7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制並びに報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社グループに重大な損失を与える事項及び違法行為や不正行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、「内部および外部通報管理規程」に基づく方法等により、当社の監査役に報告する。

ロ. 監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要な報告を受ける体制をとる。

八. 当社及び子会社は、監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 代表取締役は、監査役と相互の意思疎通を図るための定期的な会合を行う。

ロ. 法務・CSR部は、内部監査の状況報告を、監査役に対しても、定期的及び必要に応じて行い、相互の連携を図る。

八. 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

二. 監査役は、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができる。

(9) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

イ. 金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に適正に対応するため、代表取締役会長兼CEOが総括責任者となり、法務・CSR部が当社グループの内部統制体制を強化する。

ロ. 構築された内部統制体制の適切な運用により、有効かつ正当な評価を受けうる財務報告を行う。

【運用状況の概要】

(1) コンプライアンスに関する取り組み等

当社は、企業理念のもと、当社及び子会社の役員及び従業員が企業活動を行う上での行動のあり方やその判断基準を「行動基準」として定めています。この行動基準は、当社が法令を遵守するだけでなく、良識ある企業活動を行い、社会的責任を果たせるような内容となっております。この行動基準の周知徹底については、法務・CSR部が中心となって推進しております。

また、当社は、コンプライアンスに関する取締役会の補助機関として、代表取締役会長兼CEOを委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守の徹底を図っています。コンプライアンス委員会のもと、法務・CSR部は、コンプライアンス委員会の事務局として、各部門において任命されたコンプライアンス管理推進者とともに、当社及び子会社の法令遵守の状況の確認、法令改正情報の収集及びコンプライアンスに関する啓発活動を行っています。さらに、法令違反等がある場合に、これを早期発見かつ是正するため、「内部および外部通報管理規程」を制定し、信頼のある外部の弁護士事務所による通報窓口になっていただいております。通報窓口である弁護士事務所から連絡があり次第、常勤監査役が調査チームを編成するなどして調査を行ったうえで、早期に解決する体制となっております。

(2) リスク管理に関する取り組み等

経営目標の達成と事業活動に重大な影響をおよぼすリスクが顕在化した場合にその被害・損害を最小限に抑えるため、当社は、取締役会のもとに代表取締役社長兼COOを委員長とするリスク管理委員会を設置し、以下のイ～ハの流れで、リスクの把握と低減に努めております。

イ. 各部門から任命されたリスク管理推進者とリスク管理委員会事務局の法務・CSR部が、全部門の協力を得ながら、リスクの洗い出しを行い、その低減策をリスク管理委員会へ報告・提案する。

ロ. リスク管理委員会が報告・提案されたリスクおよびその低減策について検討し、最終的な当社のリスクおよびその低減策を決定する。

ハ. 対象とされた部門が決定されたリスク低減策を実施する。

また、事業継続マネジメント(BCM)については、リスク管理委員会の下部組織としてBCM部を設置しております。同部会においては、緊急事態が発生した際にも事業を継続し、顧客への影響を最小限に抑えるため、事業継続計画を立案し、訓練も行うなどして、不測の事態に備えております。

(3) 子会社管理に関する取り組み等

当社は、従前より、当社同様子会社の行動規範として、「企業理念」と「行動基準」を定め、コンプライアンスを推進しています。

加えて、法務・CSR部は、期首に策定した内部監査年間実施予定表に基づき、重要な子会社における監査テーマを決め、内部監査を実施しました。

(4) 取締役会による監督に関する取り組み等

当社の取締役会は、社外取締役2名を加えた取締役9名の体制にて、定例取締役会及び臨時取締役会を開催し、法令または定款その他社内規程に定められた事項を決議するとともに、取締役の職務執行等に関する法令及び定款等への適合性、並びに合理的な経営判断に基づく業務執行の妥当性について監督を行いました。また、執行役員等を中心に毎月1回開催される執行役員会にも取締役が適宜参加しております。

(5) 監査役監査に関する取り組み等

監査役は、取締役会、執行役員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会及びその関連の委員会などの重要会議への出席、工場・研究所などへの往査、重要な事業部門に対するヒアリング、重要な海外子会社調査、取締役との意見交換などを行いました。

会計監査人との関係においては、監査の独立性と適正を監視しながら、監査計画報告(年次)及び会計監査結果報告(四半期レビュー・期末決算毎)の受領並びに情報交換・意見交換を行うほか、会計監査人の選定に関わる協議も実施しました。

また、社外取締役との合同会議を定期的実施し情報交換及び意見交換を行いました。法務・CSR部をはじめとする内部監査部門とは、定期的および適宜相互の情報交換・意見交換を行うなどの連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図りました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除の基本方針を掲げるとともに、反社会的勢力との関係遮断の宣言、所轄官庁及び関連団体との協力、警察及び弁護士等との連携、対応統括部署の設置ならびに対応マニュアルの作成に取り組んでおります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

更新

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。)の内容は以下のとおりです。

(1) 会社の支配に関する基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められているものであり、当社株式の大規模な買付行為や買付提案であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式の大規模な買付行為や買付提案に応じるか否かの最終判断は、株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大規模買付提案の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大規模な買付等を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

そのため、当社取締役会は、大規模な買付行為や買付提案を行う者が現れた場合は、当該大規模な買付等を行う者に買付の条件並びに買付後の経営方針及び事業計画等に関する必要かつ十分な情報を提供させて、当社取締役会の意見又は代替案を含めて、大規模な買付行為や買付提案の内容を検討するために必要な情報や十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様から経営の負託を受けた当社取締役会の責務であると考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社は、より多くの投資家の皆様に未永く継続して投資いただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる取り組みとして、下記a.の企業理念を掲げ、下記b.の中期経営計画を実践しております。また、これらと並行して、下記c.のとおり、コーポレート・ガバナンスの強化、充実に取り組んでおります。

a. 企業理念

当社は、1968年の設立以来、表面処理総合メーカーのリーディングカンパニーを目指し、常に時代の要求に即した研究開発を行い、「薬品と装置」の総合技術によって、めっき工程全般を考慮したお客様の立場に立った提案を続けることで、独自の地位を築いてまいりました。2003年9月には、株式会社荏原製作所と米国インソン社との技術提携契約及び合弁契約をMBO方式により清算し経営の独立を実現いたしました。これによって世界市場へ自由に参入することが可能となり、以来積極的な海外展開を推し進めてきております。

2018年に創立50周年を迎えるにあたり、新・企業理念「表面処理技術から未来を創造する」を制定いたしました私たちは、創業以来、装飾・防錆めっき技術から発展した様々な表面処理技術の提供で、自動車、エレクトロニクスなどの産業の成長を支えてきました。これからも、長年培った知見と研究・開発力で、新たな表面処理技術を追究し、ものづくりを支え、世界中の人々の豊かな生活に貢献します。

なお、これらを実現していくための精神・考え方・姿勢として、従来の企業理念である「熱と誠」の位置づけを変更し、「JCIスピリット」といたしました。当社全ての役員・従業員は、物事に対しては常に「情熱」をもってあたり、人に対しては「誠心誠意」を尽くす、すなわち「熱と誠」の精神をもって日々の仕事に取り組めます。

b. 中期経営計画

当社は、2018年に設立50周年を迎え、収益性・事業効率の向上を意識して次の50年に向けた経営基盤の構築を目指す中期経営計画「Next 50 Innovation」を策定いたしました。中期経営計画策定の基本方針は、次のとおりであります。

1. 薬品事業の競争力強化
2. 海外市場でのさらなる成長
3. 次世代技術開発と早期市場投入
4. 攻めの装置事業
5. 新市場・新分野への挑戦
6. 経営基盤の整備と意識改革

これらの基本方針に沿って、企業価値の持続的向上を図ってまいります。

c. コーポレート・ガバナンスの強化充実にに向けた取り組み

当社では、法令その他の規範の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会情勢及び経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と経営の健全性の向上を図ることによって、企業価値を高めることを経営上の重要な課題としております。その実現のために、株主の皆様、お客様、従業員、お取引先様、地域社会等、様々なステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、企業規模の拡大に伴い、企業統治に必要な諸機能を一層強化、改善、整備しながら、コーポレート・ガバナンスの強化充実に同時に、コンプライアンス経営を徹底し、リスク管理の観点から、リスクを未然に防止する社内体制システムを構築し、併せて適時に適切な情報開示を行い、経営の透明性を高めてまいりました。

当社の経営機関制度としましては、経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況について監督を行う機関として取締役会、監査機関として監査役会があります。取締役会は社外取締役2名を含む9名の取締役で構成されております。監査役会は社外監査役3名を含む4名の監査役で構成されており、業務執行についての適法性、妥当性の監査を行っております。さらに意思決定機関を強化するものとして経営会議(2018年12月より執行役員会に改称)を設置しております。加えて、執行役員制度を導入しており、業務執行の迅速化と柔軟な業務執行体制を構築しております。

なお、企業の社会的責任の重要性を認識し、社会の持続可能な発展に貢献するために、4つのCSR方針を定めました。

1. 研究開発型企業として、よりよい製品・サービスを提供し続けます。
2. 法令や社会ルールを遵守し、それらを超える社会的な要請にも取り組みます。
3. ステークホルダーと適切なコミュニケーションを図り、信頼関係の維持に努めます。
4. 経営の透明性を高め、社内の風通しをよくし、公明正大な企業活動を行います。

また、コンプライアンスに関する倫理規範として「行動基準」を定め、周知徹底を図るとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。また、内部及び外部通報制度についても体制を構築し運用しております。

当社は、引き続き上記諸施策の推進により、コーポレート・ガバナンスの強化充実を図り、さらなる当社の企業価値、株主共同の利益の確保・向上に繋げてまいります。

以上当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることに役員・従業員一丸となって取り組んでおり、これらの取り組みは、上記の会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、2017年5月26日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」の継続を決議し、2017年6月28日開催の第57回定時株主総会において、株主のご承認をいただいております。(以下「本プラン」といいます。)

その概要は次のとおりです。

a. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランにおける当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

b. 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)又は、株主が対抗措置を発動することの可否について検討する期間(以下「株主検討期間」といいます。)を設ける場合には、取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

c. 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、結果として当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合には、対抗措置をとることがあります。

また対抗措置をとる場合、その判断について株主検討期間を設定し、当該期間に株主総会を開催し、株主の意思を確認させていただく場合がございます。

d. 対抗措置の客観性・合理性を担保するための制度及び手続

対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会を設置いたしました。対抗措置をとる場合、その判断の客観性・合理性を担保するために、当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、対抗措置の発動の是非について、勧告を行うものとします。

e. 本プランの有効期限等

本プランの有効期限は、2020年6月30日までに開催予定の当社第60回定時株主総会終結の時までとし、以降、本プランの継続(一部修正したうえでの継続を含む)については3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

ただし、有効期間中であっても、株主総会又は取締役会の決議により本プランは廃止されるものとします。

継続後の本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.jcu-i.com/>)に掲載しております。

(4) 本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

a. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しています。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっております。

b. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものです。

c. 株主意思を反映するものであること

本プランは、2017年6月28日開催の当社第57回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき継続しており、株主の皆様が反映されております。

また、継続後は本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の意向が反映されます。

d. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

e. デッドハンド型買収防衛策及びスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年と定めているため、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

なお、当社では取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

1. 適時開示に関する基本姿勢

当社では最高経営責任者（CEO）が、子会社を含む全社員並びに当社に従事するものに対して、「企業理念」と「行動基準」を発信し、関係法令等の社会的規範を遵守した事業活動の徹底を図るとともに、経営の透明性を確保するため、株主、取引先はもとより広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ適正に開示することを経営の基本としております。

2. 適時開示に係る社内体制

当社では「ディスクロージャー規程」を策定し、東京証券取引所の定める適時開示規則に沿ってディスクロージャーを行っております。投資判断に影響を与える決定事実に関する情報、発生事実に関する情報、決算に関する情報が発生した場合、東京証券取引所から照会があった場合、既に開示した重要な会社情報の内容について重大な変更、中止等が行われた場合に適時開示を行っております。また適時開示規則に該当しない情報についても、投資家の皆様に当社を理解していただくために有効と思われる情報は、積極的かつ公平に開示する方針であります。

当社の会社情報の管理及び開示についての体制は次のとおりであります。

(1) 情報の開示責任部署

当社は、経営関連情報の開示に関する事項を審議する機関として、ディスクロージャー委員会を設置しております。当該委員会は、情報取扱責任者（IR担当執行役員）が委員長を務め、委員及び事務局員はIR部門、経理部門、総務部門、法務部門より選任することとしております。

(2) 情報の開示方法

経営関連情報（決定事実、発生事実、決算情報）は、内部情報管理者（各部門の総括責任者または子会社の社長）からディスクロージャー委員会に集約され、管理しております。また、ディスクロージャー事務局は取締役会事務局と連携し、重要な経営関連情報に漏れが生じないようにチェックする仕組みとしております。

集約された経営管理情報は、ディスクロージャー委員会において開示すべき重要事実に該当するか否かを審議され、取締役会議案の決議結果を踏まえ、最終的な開示文案、開示方法を決定いたします。

開示を決定した経営関連情報は、原則としてTDnetにおいて公開し、当社WEBサイトへの掲載や各メディアへのプレスリリースも速やかに実施しております。

また、当社のディスクロージャーポリシーは、下記のとおりです。

1. ディスクロージャーの基準

当社では、東京証券取引所の定める適時開示規則に沿ってディスクロージャーを行っております。投資判断に影響を与える決定事実に関する情報、発生事実に関する情報、決算に関する情報が発生した場合、東京証券取引所から照会があった場合、既に開示した重要な会社情報の内容について重大な変更、中止等が行われた場合に適時開示を行っております。また適時開示規則に該当しない情報についても、投資家の皆様に当社を理解していただくために有効と思われる情報は、積極的かつ公平に開示する方針であります。

2. 情報の開示方法

適時開示規則に該当する情報の開示は、同規則に従い、東京証券取引所の提供する適時開示情報伝達システム（TDnet）にて公開しております。TDnetにて公開した情報は、当社ホームページに速やかに掲載いたします。また、適時開示規則に該当しない情報を開示する場合にも、適時開示の趣旨を踏まえて適切な方法によりできるだけ正確かつ公平に当該情報が伝達されるよう配慮しております。

3. 将来の見通しに関して

当社では、東京証券取引所に提出する業績予想に加えて、その他の方法により業績見通しに関する情報を提供する場合があります。

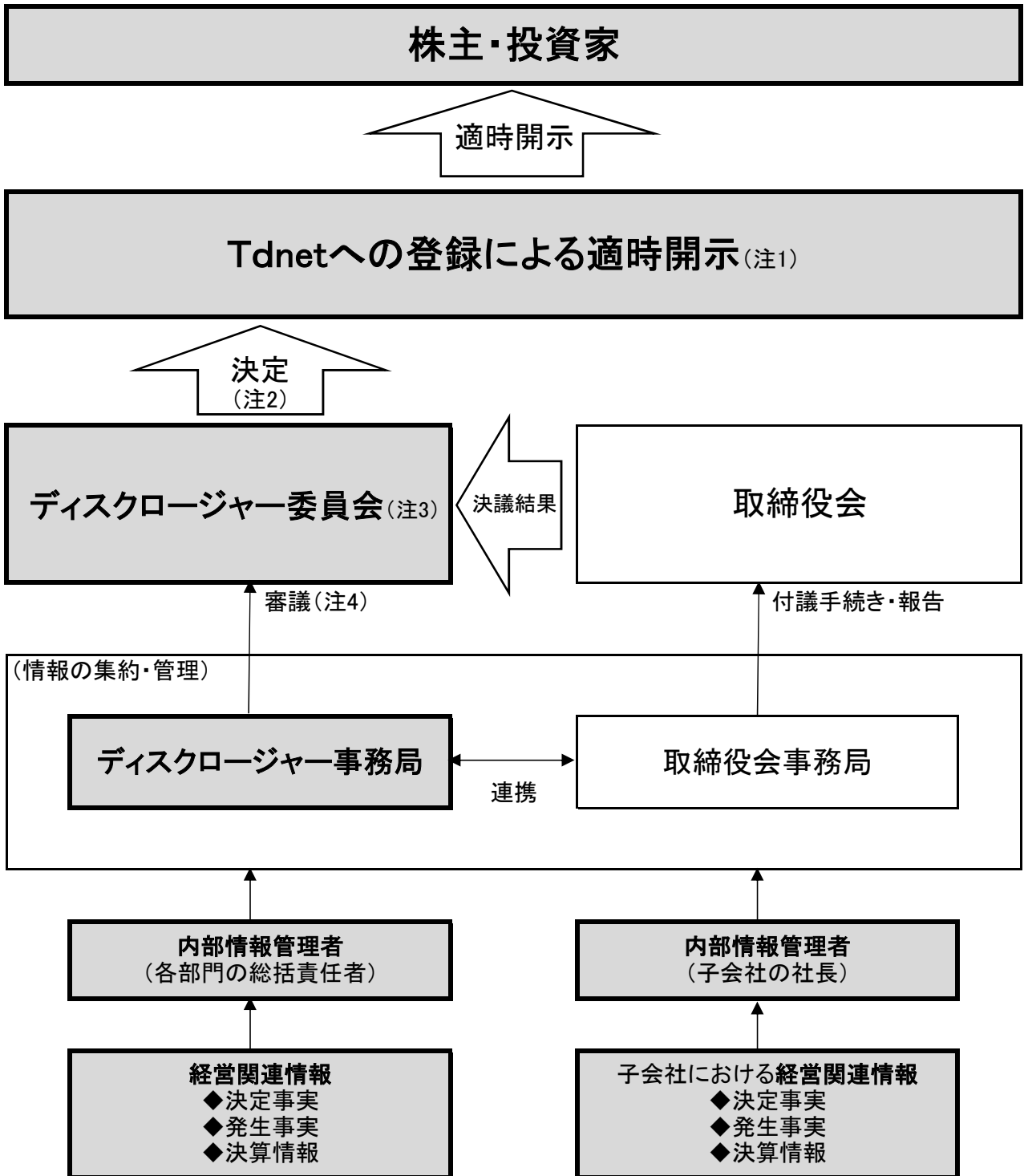
また、ニュースリリース、当社の発行する書面、ホームページ記載内容、決算説明会やアナリストミーティング等における質疑応答等には計画、見通し、戦略などが含まれる場合があります。それらの情報は、作成時点で入手可能な情報に基づき当社の経営者が合理的と判断したもので、リスクや不確実性を含んでおります。

実際の業績は、さまざまな要素によりこれら見通しとは大きく異なることもありうる事をご承知おき下さい。

4. 沈黙期間について

当社では、重要な会社情報漏洩を防ぎ公平性を確保するため、原則として、各四半期決算期日から当該四半期決算発表日までを「沈黙期間」として決算に関連するコメントや質問への回答を控えております。なお、既に公表されている情報に関する問い合わせにつきましてはこの限りではありません。

(適時開示体制の模式図)



(注)1. 当社WEBサイトへの掲載やメディア向けの資料投函なども実施。

2. 開示すべき経営関連情報(決定事実、発生事実、決算情報)及び開示文書案、開示方法を決定。

3. メンバー構成:(委員長) IR担当執行役員。情報取扱責任者を務める。

(委員) IR部門、経理部門、総務部門、法務部門

4. 取締役会に付議・報告を要しない事項を含む。